

憲 法 (配点 60 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【設例】

P 市民会館（以下「本国会館」という。）は、P 市が、市民の文化的向上と福祉の増進を図るために設けた施設であり、本国会館のホールの定員は 600 名である。本国会館の設置及び管理については、P 市民会館条例（以下「本件条例」という。）が定められており、本件条例 5 条 1 項によれば、本国会館を使用するには、あらかじめ市長の許可を受けるべきものとされ、その許可要件を定める同条 2 項によれば、本国会館の利用につき、「会館の管理上支障があると認められるとき」（1 号）、「公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき」（2 号）、「その他会館の設置目的に反すると認められるとき」（3 号）のいずれかに該当する場合、市長は、会館の使用を許可しないものとされていた。

P 市に本部を置く Q 会は、いわゆる右派系市民グループであり、P 市内およびその周辺で街宣活動による在日韓国・朝鮮人の排斥運動をしてきたところ、その運動の一環として、一般市民を対象とした『嫌韓・嫌朝の集い』と題する講演会（以下「本件講演会」という。）を計画した。そして、Q 会の代表 R は、202×年 10 月 1 日、本国会館のホールにつき、本件講演会の会場に使用する目的で、市長に対し、同年 12 月 1 日の使用許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。本件申請の数日後、本件講演会の開催計画は SNS 上で拡散され、本件講演会をめぐる誹謗中傷合戦が繰り広げられたことから、インターネットニュースでも話題となった。

そこで、本件申請の許否の専決権者である本国会館の A 館長は、市長および市の幹部とも相談の上、本件講演会のための本国会館の使用が本件条例 5 条 2 項 1 号に該当するとして、同年 11 月 1 日、本件申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をした。そして、本件不許可処分の書面の理由欄には、「本件講演会に反対する者たちが押し寄せ、混乱が生じるおそれがあり、会館の管理上支障があると認められる。」と記されていた。

R は、本件不許可処分は違憲・違法であるとして、国家賠償請求訴訟を提起した。

【設問 1】 (配点 10 点)

集会の自由の保障の意義について説明しなさい。

【設問 2】 (配点 20 点)

本件訴訟において、被告 P 市は、「憲法 21 条 1 項は、R が本国会館を利用する権利を保障するものではないから、本件不許可処分は R らの集会の自由を侵害するものではない。」と主張した。この主張の当否について論じなさい。

【設問 3】 (配点 30 点)

本件条例及び本件不許可処分が憲法 21 条に違反するか否かについて論じなさい。

【参照法令】

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

以上